



# 茨城県報

第 2742 号

平成27年11月16日

月 曜 日

## 目 次

### 告 示

ページ

- 青少年に有害な図書等の指定 (女性青少年課) ..... 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者  
の指定更新 (4件) (障害福祉課) ..... 2
- 大規模小売店舗の変更の届出 (中小企業課) ..... 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (4件) (中小企業課) ..... 4
- 木材業者等の登録 (林政課) ..... 7
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 7
- 道路の供用の開始 (2件) (道路維持課) ..... 8
- 事業計画の変更の認可 (下水道課) ..... 8
- 土地区画整理審議会委員選挙の選挙期日と選挙人名簿縦覧の公告 (工事事務所) ..... 9

### 公 告

- 争議行為の予告通知の公表 (労働政策課) ..... 9
- 家畜伝染病の発生 (畜産課) ..... 10
- 県営土地改良事業計画の変更 (4件) (農村計画課) ..... 10
- 開発行為の工事完了 (2件) (建築指導課) ..... 12
- 入札公告 (つくば地域振興課) ..... 12

## 告 示

### 茨城県告示第1404号

茨城県青少年の健全育成等に関する条例 (平成21年茨城県条例第35号) 第16条第1項の規定に基づき、青少年に有害な図書等として次のとおり指定する。

平成27年11月16日

茨城県知事 橋 本 昌

種類	題名	発行所等	指定理由
雑誌	チャンプロード 2015年11月号	株式会社笠倉出版社	・著しく青少年の粗暴性又は残虐性を生じさせ、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの ・著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの
雑誌	21世紀殺人者読本	株式会社宝島社	

種類	題名	発行所等	指定理由
雑誌	夢をかなえるクスリ200	株式会社鉄人社	・著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの ・著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの ・著しく青少年の心身の健康を自ら害し、若しくは第三者をしてこれを害させる行為を誘発し、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの
雑誌	ヤバすぎ [検証] 悪い手口 124	株式会社三オブックス	・著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの
雑誌	TATTOO girls vol.14	株式会社双葉社	・著しく青少年の心身の健康を自ら害し、若しくは第三者をしてこれを害させる行為を誘発し、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの
雑誌	TATTOO TRIBAL vol.64	富士美出版株式会社	

## 茨城県告示第1405号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成27年11月16日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0810100180	ユーアイファクトリー	水戸市吉沼町1843-3	社会福祉法人ユーアイ村	水戸市吉沼町1839-1	平成27年10月1日	生活介護

## 茨城県告示第1406号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成27年11月16日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0810100206	ユーアイキッチン	水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館1階	社会福祉法人ユーアイ村	水戸市吉沼町1839-1	平成27年10月1日	就労継続支援B型

## 茨城県告示第1407号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成27年11月16日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0810100628	通所生活施設きつつきの家	水戸市堀町227-3	特定非営利活動法人心身障害児者療育会きつつき会	水戸市堀町227-3	平成27年10月1日	生活介護

## 茨城県告示第1408号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成27年11月16日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0812500064	障がい者サポートセンター一貫堂	常陸大宮市下町3993	医療法人一貫堂会	常陸大宮市下町3993	平成27年10月1日	就労継続支援B型

## 茨城県告示第1409号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4週間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成27年11月16日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 名称及び代表者氏名

三井住友ファイナンス&amp;リース株式会社

代表取締役 川 村 嘉 則

## (2) 住所

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

## 2 届出事項の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアシティ 荒川本郷

稲敷郡阿見町本郷三丁目1番地1 外

## (2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 稲敷郡阿見町本郷第一土地区画77街区3 外

(変更後) 稲敷郡阿見町本郷三丁目1番地1 外

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (3) 変更の年月日

- ア 平成24年2月4日
- イ 平成27年7月24日 外

## (4) 変更の理由

- ア 換地終了による住居表示実施のため
- イ 小売業者の氏名・名称・住所・代表者の変更のため

## 3 届出年月日

平成27年11月6日

## 4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

## 茨城県告示第1410号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成27年11月16日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ新牛久ししこ店  
つくば市高見原1丁目3-8

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

平成27年10月8日

## イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) ホームマック株式会社

代表取締役 柴 田 憲 次

北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番41号

(変更後) DCMホームマック株式会社

代表取締役 石 黒 靖 規

北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号

## (3) 届出年月日

平成27年9月28日

## 2 市町村の意見

特になし

## 3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第1411号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成27年11月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMホームマックつくば梅園店  
つくば市下原字池向377番1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）  
平成27年10月8日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) ホームマック株式会社  
代表取締役 石 黒 靖 規  
北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号

(変更後) DCMホームマック株式会社  
代表取締役 石 黒 靖 規  
北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号

(イ) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) ホームマックつくば梅園店  
つくば市下原字池向377番1 外  
(変更後) DCMホームマックつくば梅園店  
つくば市下原字池向377番1 外

(ウ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(3) 届出年月日

平成27年9月28日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第1412号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成27年11月16日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

つくば市学園の森複合

つくば市学園の森二丁目 1 番地 1 の一部

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 1 項)

平成 27 年 10 月 15 日

## イ 変更した事項

## (ア) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) C56 街区複合計画

(変更後) つくば市学園の森複合

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

## (3) 届出年月日

平成 27 年 9 月 30 日

## 2 市町村の意見

特になし

## 3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

## 茨城県告示第 1413 号

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

平成 27 年 11 月 16 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

D C M ホーマック鹿嶋店

鹿嶋市大字宮中字新町附 2002 番地外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 1 項)

平成 27 年 10 月 8 日

## イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) ホーマック株式会社

代表取締役 石 黒 靖 規

北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目 1 番 1 号

(変更後) D C M ホーマック株式会社

代表取締役 石 黒 靖 規

北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目 1 番 1 号

(イ) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) ホームックスーパーデポ鹿嶋店

鹿嶋市大字宮中字新町附2002番地外

(変更後) DCMホームックス鹿嶋店

鹿嶋市大字宮中字新町附2002番地外

(ウ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(3) 届出年月日

平成27年 9 月 28 日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第1414号

茨城県木材業者等登録条例（昭和36年茨城県条例第 6 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、次の者を木材業者等として登録を行った。

平成27年11月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 木材業者登録

登録 番号	登 録 年月日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代表者氏名)	商 号 (名 称)	営業所又は工場		業 種	備考
					所 在 地	名 称		
3041	H27.11. 2	神栖市奥野谷8071- 3	鈴木 文雄	浜野産業 (株)	住所と同じ	商号と同じ	素材生 産業 ビルメ ンテナ ンス	

茨城県告示第1415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成27年11月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年11月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 取手谷中線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
取手市青柳字屋敷通128番2地先から 取手市青柳字屋敷通47番地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 19.3	90	
	最小 19.3			
	新	最大 30.0	90	交 差 点 改 良
		最小 19.3		

茨城県告示第1416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成27年11月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年11月16日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 取手谷中線
- 2 供用開始の区間 取手市井野字前土井975番2から  
取手市桑原字三升蒔耕地1258番3まで
- 3 供用開始の期日 平成27年11月22日

茨城県告示第1417号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成27年11月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年11月16日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 取手谷中線
- 2 供用開始の区間 取手市青柳字屋敷通128番2地先から  
取手市青柳字屋敷通47番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成27年11月22日

茨城県告示第1418号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成27年11月16日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称  
鹿嶋市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
鹿島臨海都市計画下水道事業  
鹿嶋市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和51年3月15日から



平成35年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
変更なし

茨城県告示第1419号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第58条第1項の規定による土浦・阿見都市計画事業阿見吉原西南工区土地区画整理審議会委員の選挙期日を平成28年2月21日と定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定により公告する。

なお、この選挙において同令第20条の規定により作成する選挙人名簿を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年11月16日

茨城県竜ヶ崎工事事務所長 渡 辺 功

- 1 縦覧期間 平成27年12月14日から平成27年12月27日まで
- 2 縦覧時間 午前9時から午後5時まで
- 3 縦覧場所 茨城県龍ヶ崎市馴柴町35番地  
茨城県竜ヶ崎工事事務所

公 告

●争議行為の予告通知の公表

日本赤十字労働組合茨城県本部 後藤 繁 執行委員長から、平成27年11月5日、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成27年11月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事 件

年末一時金等に関する事項

2 争議行為の日時

平成27年11月17日（火）午前0時から、本件の完全解決にいたるまでの期間

3 争議行為の場所

組合員の従事する全職場

- 1) 水戸赤十字病院 水戸市三の丸3-12-48
- 2) 古河赤十字病院 古河市下山町1150
- 3) 茨城県赤十字血液センター 東茨城郡茨城町桜の里3114-8
- 4) 茨城県支部乳児院 水戸市小吹町2673-1

4 争議行為の概要

上記 3 にいう場所の全体にわたり、あらゆる形の争議行為

### ●家畜伝染病の発生について

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜伝染病の発生について届出があったので、同条第4項により公示する。

平成27年11月16日

茨城県知事 橋 本 昌

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日	その他参考となるべき事項
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	小美玉市	平成27年 10月29日	家畜伝染病予防法第17条の規定により殺処分

### ●県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営余郷入地区土地改良事業（かんがい排水事業）につき計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服があるときは、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、茨城県を被告として、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成27年11月16日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 縦覧に供する書類

変更後の県営余郷入地区土地改良事業（かんがい排水事業）計画書の写し

#### 2 縦覧の期間

平成27年11月17日から平成27年12月15日まで

#### 3 縦覧の場所

茨城県県南農林事務所稲敷土地改良事務所

### ●県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営七郷中川地区土地改良事業（区画整理）につき計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服があるときは、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、茨城県を被告として、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成27年11月16日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 縦覧に供する書類  
変更後の県営七郷中川地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成27年11月17日から平成27年12月15日まで
- 3 縦覧の場所  
茨城県県西農林事務所境土地改良事務所

~~~~~

●県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営七郷中川地区土地改良事業（農業用排水）につき計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服があるときは、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、茨城県を被告として、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成27年11月16日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 縦覧に供する書類  
変更後の県営七郷中川地区土地改良事業（農業用排水）計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成27年11月17日から平成27年12月15日まで
- 3 縦覧の場所  
茨城県県西農林事務所境土地改良事務所

~~~~~

●県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営七郷中川地区土地改良事業（農道）につき計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服があるときは、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、茨城県を被告として、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成27年11月16日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 縦覧に供する書類  
変更後の県営七郷中川地区土地改良事業（農道）計画書の写し
- 2 縦覧の期間

平成27年11月17日から平成27年12月15日まで

### 3 縦覧の場所

茨城県県西農林事務所境土地改良事務所

#### ●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年11月16日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡五霞町大字小福田字西新田94番1

#### 2 事業主の住所及び氏名

猿島郡五霞町大字小福田68番地

細 井 文 暁

#### 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡境町大字長井戸字小屋山1669番24

#### 2 事業主の住所及び氏名

猿島郡境町大字長井戸171番地1 サンセレクト101号室

具志堅 竹 志

#### ●入札公告

県有地の売払いに係る一般競争入札を次により行う。

平成27年11月16日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 売払物件（土地）

土地の所在及び地番	種別	地目	面積
つくば市学園の森三丁目7番2, 3, 4及び5	土地	宅地	55,600.57㎡

※ 対象物件は、全筆一括して分譲する。

※ 用途地域は、準工業地域（建ぺい率60パーセント、容積率200パーセント）である。

#### ○対象物件一覧表

土地の所在及び地番	面積 (㎡)
つくば市学園の森三丁目7番2	12,295.46
つくば市学園の森三丁目7番3	19,446.80
つくば市学園の森三丁目7番4	13,833.70
つくば市学園の森三丁目7番5	10,024.61

#### 2 予定価格（最低売却価格）

4,436,925,000円

### 3 土地の用途

商業・業務施設の敷地の用途に供すること。

### 4 入札参加者の資格

(1) 入札に参加する者は、次に掲げる全ての要件を備える者とする。

ア 商業・業務施設(以下「施設」という。)の建設及び運営に係る事業を営む者又は営む予定のある者であること。

イ 土地の引渡しの日から原則3年以内に、「葛城地区商業・業務施設用地分譲に係る一般競争入札説明書」の「IV 設計指針」及び各種法令等に適合した施設を建設し、及び自ら行う営業を開始すること又は第三者に営業を開始させることができる者であること。

また、それらの営業が継続するものであること。

ウ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

エ 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づき破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者でないこと。

カ 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は次に掲げる者でないこと。

(ア) 暴力団員が事業主又は役員となっている者

(イ) 暴力団員以外の者が代表取締役を務めるなどしているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している者

(ウ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

(エ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 茨城県の県税を滞納していないこと。

ク 土地売買契約締結後、茨城県の指定する日までに土地売買代金の全額を一括して支払うことができる者であること。

(2) 連名(連合体)で参加する場合は、全ての構成員が(1)の要件を備えていること。

### 5 入札説明書の配布及び入札参加資格の確認

(1) 入札説明書の配布場所

ア 茨城県企画部つくば地域振興課

茨城県水戸市笠原町978番6

イ 茨城県土浦土木事務所つくば支所

茨城県つくば市島名2335番地(ウインズヒル2階)

(2) 入札説明書の配布期間

平成27年11月16日(月)から12月16日(水)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和32年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(12月16日は午後

4時まで)

(3) 入札参加資格確認申請書の提出

入札への参加を希望する者は、必ず入札説明書に記載してある必要書類を次のとおり提出し、あらかじめ入札参加資格の確認を受けること。

ア 受付期間 平成27年12月15日(火)及び16日(水)

イ 受付時間 午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

ウ 提出場所 茨城県土浦土木事務所つくば支所

茨城県つくば市島名2335番地(ウインズヒル2階)

6 入札の日時及び場所

日 時	場 所
平成27年12月24日(木)	水戸市笠原町978番6
午前11時	茨城県庁舎 行政棟1階 入札室1

7 入札の無効

入札参加資格のない者が行った入札、入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札及び茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

(1) 予定価格以上の有効な入札を行った者のうち、最高価格の入札を行った者を落札者とする。

(2) 入札の回数は1回とし、再度の入札は行わない。

9 入札保証金

入札参加者は、入札金額の100分の5以上の金額(1円未満切上げ)を、入札保証金として納付すること。

なお、この入札保証金には、利子を付さない。

10 契約を締結しない場合における入札保証金の帰属

落札者が茨城県の指定した期日までに売買契約を締結しないときは、落札は無効となり、入札保証金は茨城県に帰属する。

11 契約の締結及び売買代金の支払

落札者は、茨城県が示す契約条項により茨城県と土地売買契約を締結するとともに、売買代金を茨城県が発行する納入通知書により一括して茨城県の指定する日までに茨城県指定金融機関に納入するものとする。

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,150円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029(301)1111(代)